# 平成27年度　近畿地方都市美協議会都市景観研修会景観研修セミナー

日時：平成27年10月27日（火）　16:00～
場所：ホテルニューオウミ2階　おうみ東の間

## 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」について

滋賀県土木交通部都市計画課
景観係　　杉田・前田

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.1
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

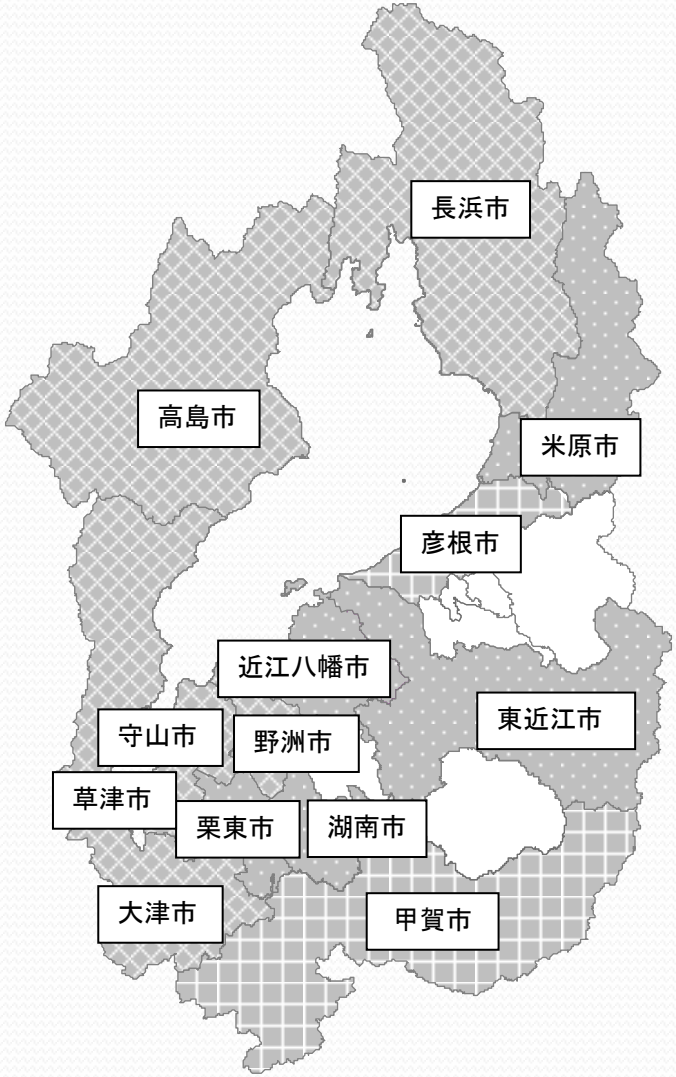


## 景観行政団体への移行状況等

- 景観行政団体
- 屋外広告物独自条例制定済
- 屋外広告物独自条例策定中
- 屋外広告物独自条例制定予定

- 平成27年10月1日現在、13市全てが景観行政団体に移行済
- 平成27年10月1日現在、7市が屋外広告物独自条例施行済（大津市、彦根市、長浜市、草津市、守山市、野洲市、高島市）
- 平成27年度中に甲賀市・米原市が屋外広告物独自条例制定予定
- すべての市が屋外広告物独自条例制定の予定

# びわ湖を中心とした広域的景観形成事業

## 課　題

① 行政界を越えた広域的景観（対岸の景観・複数市をまたがる連続した景観）形成の仕組みがない。

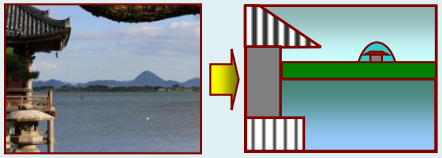

浮御堂から眺望する三上山を遮る様に

大きな建築物等が建設されたら

② 屋外広告物条例についても各市の独自条例の制定が進み、基準がバラバラになりつつある。

琵琶湖岸に煌煌と輝く

電光広告物が設置されたら

**「びわ湖のひろがりとつながりのある風景」の保全が必要！**

**びわ湖辺の広域的景観を保全する仕組みを構築する。**

①広域的な眺望景観等を保全する方策を構築する。

・湖国ならではの優れた眺望景観の視点場の設定を行い、その景観に即した景観形成基準を策定する。

②琵琶湖周辺の屋外広告物規制のあり方を見直す。

・屋外広告物のあるべき姿として、発光や色彩の規制基準も含めたガイドラインを「琵琶湖周辺地域モデル（許可基準）」として策定する。

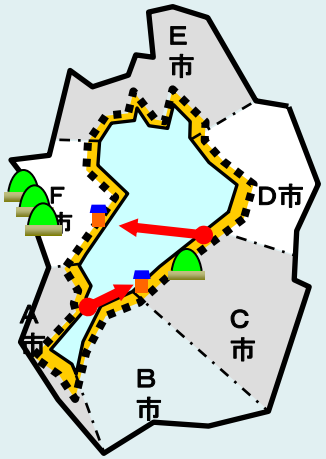


**景観行政団体協議会の規範として位置づけ、各市・県の施策に反映**

## 景観形成基準（素案）の一例

**堅田の浮御堂境内から眺める、琵琶湖と浮御堂・対岸の三上山**

■規制エリアの状況

■規制の幅・高さ状況

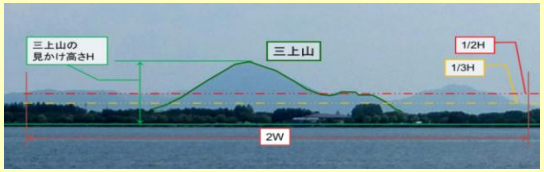


## 平成26年度の取り組み

### 広域的景観

- 湖辺各市の景観施策に反映させるため、湖辺各市（景観審議会）や景観行政団体協議会、滋賀県景観審議会で議論を深め、景観行政団体協議会の合意事項として当面の景観形成基準を取りまとめる。（規模基準等は協議会の課題として研究する。）
- これを運用するための方法を作成する。

### 屋外広告物

湖辺各市および滋賀県の屋外広告物施策に反映させるため、湖辺各市（景観審議会）や景観行政団体協議会、滋賀県景観審議会で議論を深め、景観行政団体協議会の合意事項として琵琶湖周辺地域モデルを取りまとめる。

## スケジュール

平成26年3月修正

| 年　度 | 広域的景観編 | 屋外広告物編 |
|---|---|---|
| Ｈ２５ | ○景観形成基準（素案）の作成<br>（規模基準、視点場の設定は研究課題と位置付ける）<br>・景観行政団体協議会会議<br>・景観審議会集中審議 | ○琵琶湖周辺地域モデル（素案）の作成<br>・景観行政団体協議会会議<br>・景観審議会集中審議 |
| Ｈ２６ | ○当面の景観形成基準の作成<br>（規模基準、視点場の設定は課題研究）<br>○運用方法の作成<br>・景観行政団体協議会会議<br>・景観審議会集中審議 | ○琵琶湖周辺地域モデルの作成<br>・景観行政団体協議会会議<br>・景観審議会集中審議 |
| Ｈ２７ | ○湖辺各市の施策に反映 | ○湖辺各市の施策に反映<br>○滋賀県の施策に反映 |

# 一体的な湖辺の景観形成に関する合意について

琵琶湖辺の美しい広域的な景観を保全していくため、滋賀県景観行政団体協議会を構成する滋賀県と県内全13市が、次の方針で合意した（H27年1月）。

・湖岸の大規模建築物等の色彩や形状について、広域的な視点で景観誘導

・屋外広告物に対する規制を強化

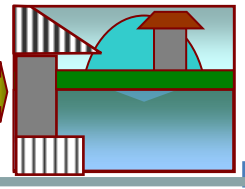

## 一体的な湖辺の景観形成

浮御堂から眺望する三上山を遮る様に大きな建築物等が建設されたら

琵琶湖岸に煌煌と輝く電光広告物が設置されたら

## 1　琵琶湖辺における広域的景観形成

合意事項〔1〕

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例で定める琵琶湖景観形成地域内（用途地域を除く）において、広域的景観形成基準を新たに定める。

合意事項〔2〕

引続き内陸部に及ぶ広域的景観形成について、検討を進める。

### 広域的景観形成基準

(1) 景観影響調査

- 高さ13m以上の大規模な建築物等を新築等する場合は、対岸から見た景観への影響調査を義務づけ

(2) 視点場

- 景観影響調査を行う際の視点場として、近江八景や琵琶湖八景などから計66景を設定。

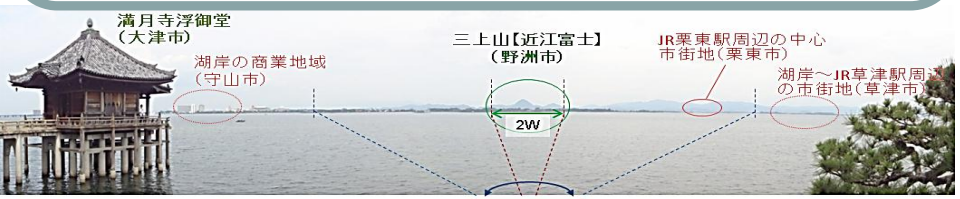


満月寺浮御堂（大津市）庭園から琵琶湖の対岸を望む景観　視野角60°

## 2　琵琶湖辺の屋外広告物規制の適正化の方策

【合意事項】

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例で定める琵琶湖景観形成地域内（用途地域を除く）において、色彩と発光に関する基準を新たに定める。

### 屋外広告物の規制基準

色彩・発光規制・・・高彩度の色彩、電光掲示板等の規制

【規制事項】

- 色彩　彩度10以上の色彩を板面の1/3以上用いない。
- 発光　電光表示板等の設置は原則禁止。

【景観影響調査】

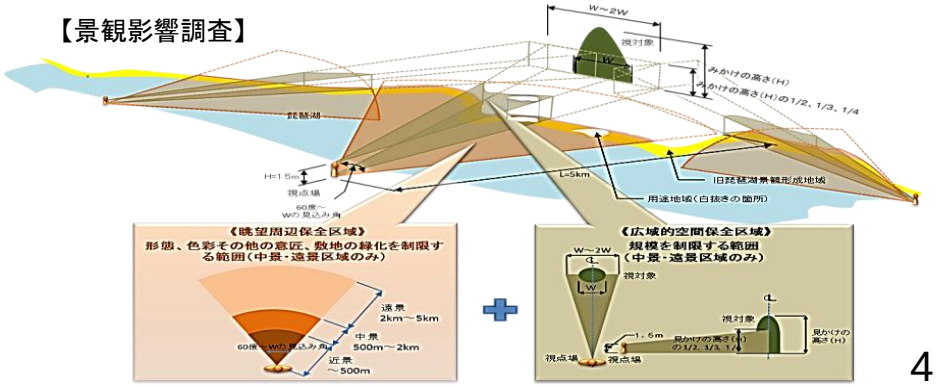

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## ● 一体的な湖辺の景観形成の取り組みの経緯

平成20年(2008年) 3月

- 風景条例を改正、滋賀県景観計画を策定(平成21年3月施行)し、景観法を活用した届出制度とする。
- 滋賀県景観計画では、従来からの風景条例による取り組みを継承したうえで、新たな施策に盛り込んだ。

① 琵琶湖周辺の建築物等の高さを規制する。
・ 琵琶湖の風景を阻害するような高層建築物を制限するため、琵琶湖景観形成地域内(用途地域内は除く。)において建築物等の高さを原則13m以下に制限する。

② 市街地の景観形成にも取り組む。
・ 従来は用途地域内において届出除外としていた大規模建築物等についても、新たに届出対象とする。

③ 指導・助言の実効性を高める。
・ 建築物等の形態意匠、色彩に対して変更命令(罰則規定あり)を活用できる仕組みを整えるとともに、景観計画に客観的な基準を定める。

④ 県土の広域的な景観形成を図る。
・「ひろがりとつながりのある風景」づくりを進めるためには、景観行政団体協議会間の連携・協力を図ることが不可欠なことから、県土全体の広域的な風景づくりを協議する場として「景観行政団体協議会」を風景条例に位置づける。

⑤ 屋外広告物法との連携を図る。
・ 琵琶湖周辺の屋外広告物に対する大きさや高さの制限を厳しくする。

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

● 一体的な湖辺の景観形成の取り組みの経緯

■ 《風景条例：平成21年～ 》 平成21年(2009年)2月
風景条例の規定に基づき、滋賀県内の景観行政団体が連携し県土の一体的な景観形成を図ることを目的に、平成21年2月17日に「滋賀県景観行政団体協議会」を設立する。
滋賀県景観行政団体協議会の設立総会において、各景観行政団体が連携して取り組む必要があるものとして、以下の3つの事項について合意する
一体的な湖辺の景観形成
歴史的な街道の景観形成
広域的事業者との景観形成に関する連携

■ 平成24年(2012年)10月
景観行政団体協議会の合意事項である「一体的な湖辺の景観形成」を踏まえ、「琵琶湖辺における広域的景観形成」と「琵琶湖辺の屋外広告物規制の適正化の方策」の２点に関し、統一方針の検討および整理を進めることについて、湖辺各市景観行政団体と滋賀県において確認する。

■ 平成25年(2013年)4月～
「琵琶湖辺における広域的景観形成」と「琵琶湖辺の屋外広告物規制の適正化の方策」について、景観行政団体協議会において検討を開始する。

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## ● 一体的な湖辺の景観形成の取り組みの経緯

■ 平成26年(2014年)3月3日

滋賀県景観行政団体協議会幹事・担当者合同会議において、琵琶湖辺における広域的景観形成を進めるにあたっては、景観施策レベルを5段階に分けして、段階的に検討を進めていくこととし、

・ 当面の目標として、景観施策レベル2－1の運用を目指す
・ 景観施策レベル4に向けた課題研究を進める

の2点について確認する。

平成26年3月3日の幹事・担当者合同会議において確認した景観施策レベル

施策レベル

| 景観施策のレベル | | 施策内容 | |
|---|---|---|---|
| レベル0 | | 各市現行制度で対応 | |
| レベル1 | | 各市現行制度 | 旧琵琶湖景観形成地域※1（用途地域除く）内で景観影響調査を行う場合は、他市町からの視点場も想定する⇒「旧滋賀県規模基準」という |
| レベル2 | レベル2－1 | 各市現行制度 | 旧滋賀県規模基準＋色彩・形態・緑化基準（旧琵琶湖景観形成地域（用途地域を除く）） |
| | レベル2－2 | 各市現行制度 | 旧滋賀県規模基準＋色彩・形態・緑化基準（県全域） |
| レベル3 | | 各市現行制度 | 旧滋賀県規模基準＋色彩・形態・緑化基準（県全域）＋内陸部（用途地域外）に及ぶ眺望面規模基準 |
| レベル4 | | 各市現行制度 | 旧滋賀県規模基準＋色彩・形態・緑化基準（県全域）＋内陸部（用途地域外）に及ぶ眺望面規模基準＋内陸部（用途地域内）に及ぶ眺望面規模基準 |

※1　旧琵琶湖景観形成地域　：　旧ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例第7条により指定したエリアとする

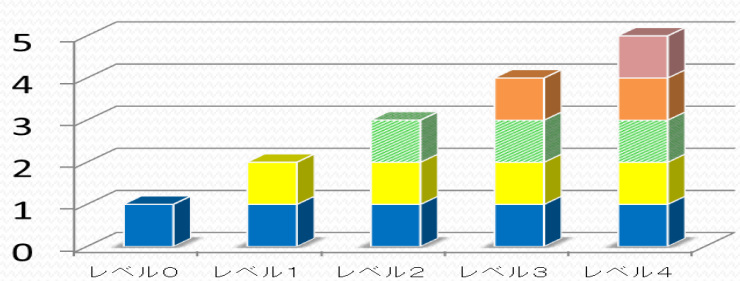


内陸部（用途地域内）に及ぶ眺望面規模基準
内陸部（用途地域外）に及ぶ眺望面規模基準
色彩、形態、緑化基準（県全域）
旧琵琶湖景観形成地域（用途地域除く）内で景観影響調査を行う場合は、他市町からの視点場も想定する
⇒「旧滋賀県規模基準」という
各市の現行制度

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## 施策レベル　イメージ

【レベル2-1】

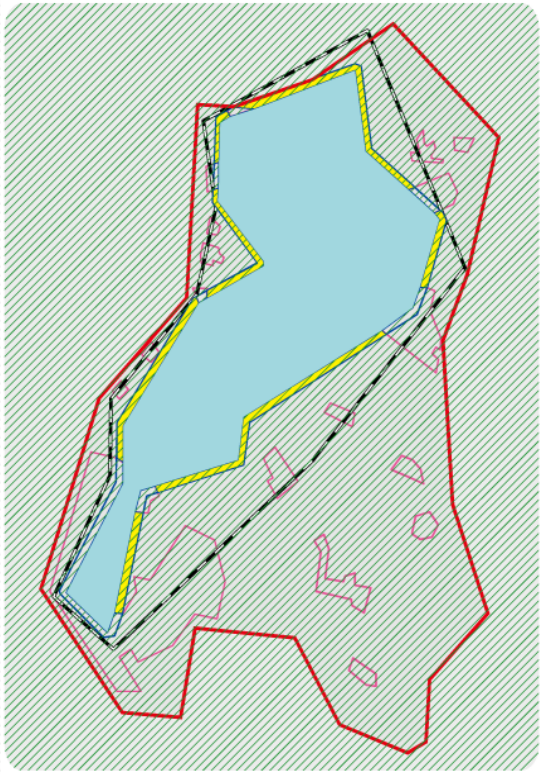

【レベル4】

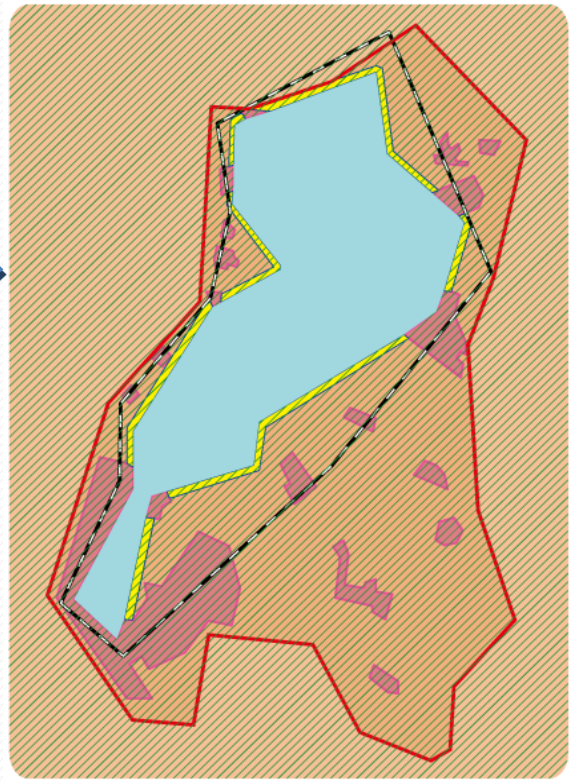

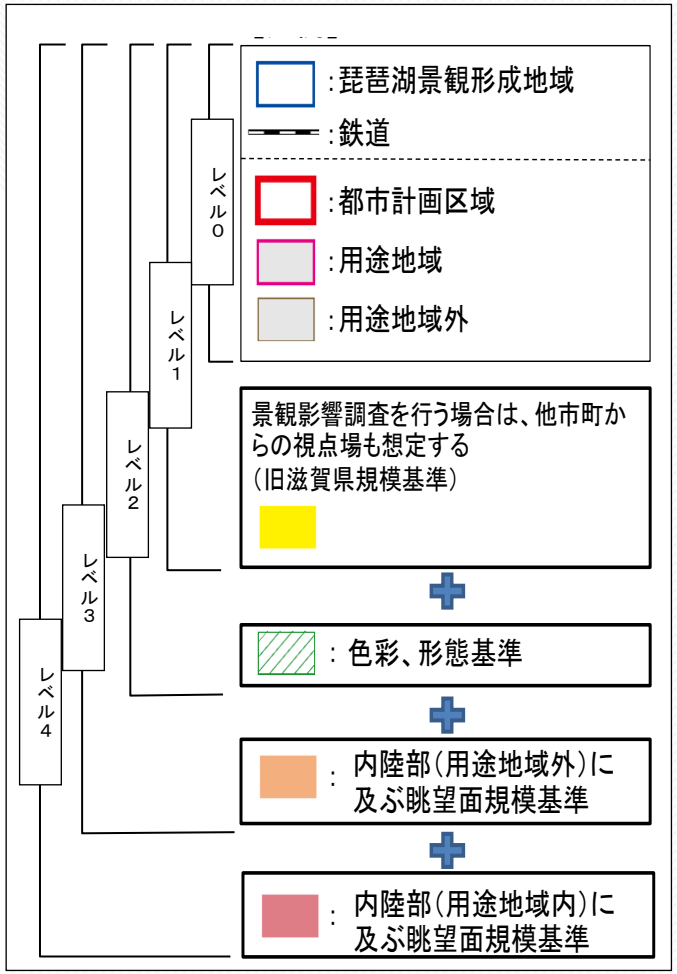

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

● 一体的な湖辺の景観形成の取り組みの経緯

平成26年(2014年)11月19日
景観施策レベル２－１について、景観行政団体協議会幹事会議として、一定の考え方を取りまとめる。

**平成27年(2015年)1月21日**
**施策レベル２－１について、景観行政団体協議会として合意する。**

合意事項
１　琵琶湖辺における広域的景観形成
　ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例で定める琵琶湖景観形成地域内（用途地域を除く）において、広域的景観形成基準を新たに定める。
　さらに、内陸部に及ぶ広域的景観形成について、検討を進める。

２　琵琶湖辺の屋外広告物規制の適正化の方策
ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例で定める琵琶湖景観形成地域内（用途地域を除く）において、色彩と発光に関する基準を新たに定める。

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### １　基本的な考え方

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例で定める琵琶湖景観形成地域内（用途地域を除く）で景観影響調査を行う場合は、他市からの視点場も想定したものとします。

### （１）　景観影響調査

- 　景観影響についての調査手法や評価指標、そして調査の対象となる行為については、景観行政団体協議会として統一した考え方で運用します。
- 景観影響調査の対象とするエリアは、中景域（500m～2km）および遠景域（2km～5km）とします。

※　景観影響調査とは行為の実施が景観に及ぼす影響について、調査、予測および評価を行うとともに、これらを行う過程においてその行為に係る景観形成のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における景観影響を総合的に評価することを言います。

### （２）　視点場

- 景観影響調査を行う際の視点場として、20景もしくは66景を活用します。

### （３）　運用方法

- 景観影響調査を行う際の視点場として、20景もしくは66景を活用します。

## 2）銀色に光る（反射する）素材が目立つ例

反射素材を使用した大規模な体育館は光の反射により目立って見える。
（視点場より約2km）

# 1）遠くに見える白系の建築物が目立つ例

白い大規模建築物は遠景からも目立って見える。
（視点場より約5km）

# 推奨色（案）で規制した場合のシミュレーション （色相：赤系）

明度：8／彩度：1
5R 8/1

明度：6／彩度：1
5R 6/1

明度：3／彩度：1
5R 3/1

守山なぎさ公園から眺める比良の山並み（左側の大規模建築物：距離約3.7km／3階程度　右側：距離約3.1km／5階程度）

矢橋帰帆島湖岸緑地から眺める比叡の山並み（左側の大規模建築物：距離約4.4km／25階程度　右側：距離約5.0km／10階程度）

# （色相：緑系）

明度：8／彩度：1
5G　8/1

明度：6／彩度：1
5G　6/1

明度：3／彩度：1
5G　3/1

守山なぎさ公園から眺める比良の山並み（左側の大規模建築物：距離約3.7km／3階程度　右側：距離約3.1km／5階程度）

矢橋帰帆島湖岸緑地から眺める比叡の山並み（左側の大規模建築物：距離約4.4km／25階程度　右側：距離約5.0km／10階程度）

# （色相：青系）

明度：8／彩度：1
5B　8/1

明度：6／彩度：1
5B　6/1

明度：3／彩度：1
5B　3/1

守山なぎさ公園から眺める比良の山並み（左側の大規模建築物：距離約3.7km／3階程度　右側：距離約3.1km／5階程度）

矢橋帰帆島湖岸緑地から眺める比叡の山並み（左側の大規模建築物：距離約4.4km／25階程度　右側：距離約5.0km／10階程度）

# （色相：赤系）

## 堅田の浮御堂境内から眺める、琵琶湖と浮御堂・対岸の三上山

（左側の大規模建築物：距離約2.1km／9階程度　中央：距離約2.0km／9階程度　右側：距離約2.0km／5階程度）

明度：8／彩度：1

5R　8/1

明度：6／彩度：1

5R　6/1

明度：3／彩度：1

5R　3/1

# （色相：緑系）

## 堅田の浮御堂境内から眺める、琵琶湖と浮御堂・対岸の三上山

（左側の大規模建築物：距離約2.1km／9階程度　中央：距離約2.0km／9階程度　右側：距離約2.0km／5階程度）

明度：8／彩度：1

5G　8/1

明度：6／彩度：1

5G　6/1

明度：3／彩度：1

5G　3/1

# （色相：青系）

## 堅田の浮御堂境内から眺める、琵琶湖と浮御堂・対岸の三上山

（左側の大規模建築物：距離約2.1km／9階程度　中央：距離約2.0km／9階程度　右側：距離約2.0km／5階程度）

明度：8／彩度：1

5B　8/1

明度：6／彩度：1

5B　6/1

明度：3／彩度：1

5B　3/1

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### 1　主要な眺望、重要な眺望景観形成基準

➢ **形態評価指標**

周辺景観だけでなく背後の視対象と調和するよう配慮し、全体的にまとまりのある形態とするなど、違和感を感じさせる形態は避けること。

**屋上に設ける設備等の修景のイメージ**

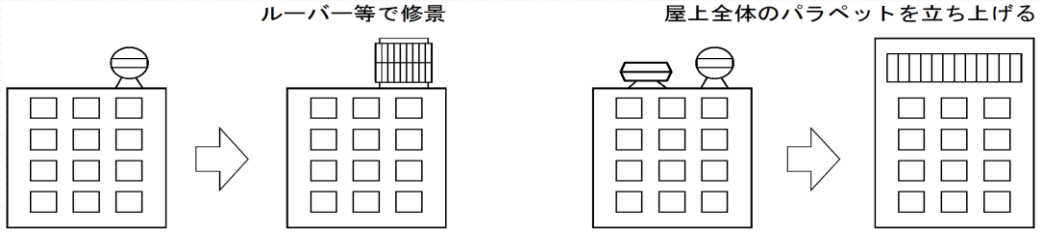


➢ **色彩その他の意匠**

周辺景観だけでなく背後の視対象と調和するよう配慮すること。

**外壁の基調色の色彩規**

| 色相 | 0.1R～10G | 0.1BG～10RP | 無彩色 |
|---|---|---|---|
| 明度 | 3以上8以下 | | |
| 彩度 | 6以下 | 3以下 | ― |

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### 1　主要な眺望、重要な眺望景観形成基準

➢ **色彩その他の意匠**

周辺景観だけでなく背後の視対象と調和するよう配慮すること。

■ 外壁および屋根の基調色は、以下のとおりとする。

**外壁の基調色の色彩規準**

| 色相 | 0.1R～10G | 0.1BG～10RP | 無彩色 |
|---|---|---|---|
| 明度 | 3以上8以下 | | |
| 彩度 | 6以下 | 3以下 | ― |

※　漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合や、伝統的様式で建築等する場合で周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

**屋根の基調色の色彩規準**

| 色相 | 0.1R～10G | 0.1BG～10RP | 無彩色 |
|---|---|---|---|
| 明度 | 8以下 | | |
| 彩度 | 6以下 | 3以下 | ― |

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### 1　主要な眺望、重要な眺望景観形成基準

➢ **敷地の緑化について**

・周辺景観と調和するよう植栽することとし、特に、主要な視点場からの見え方に配慮すること。
・自然植生や周辺環境を考慮して樹種を選定すること。

**植樹による修景のイメージ**

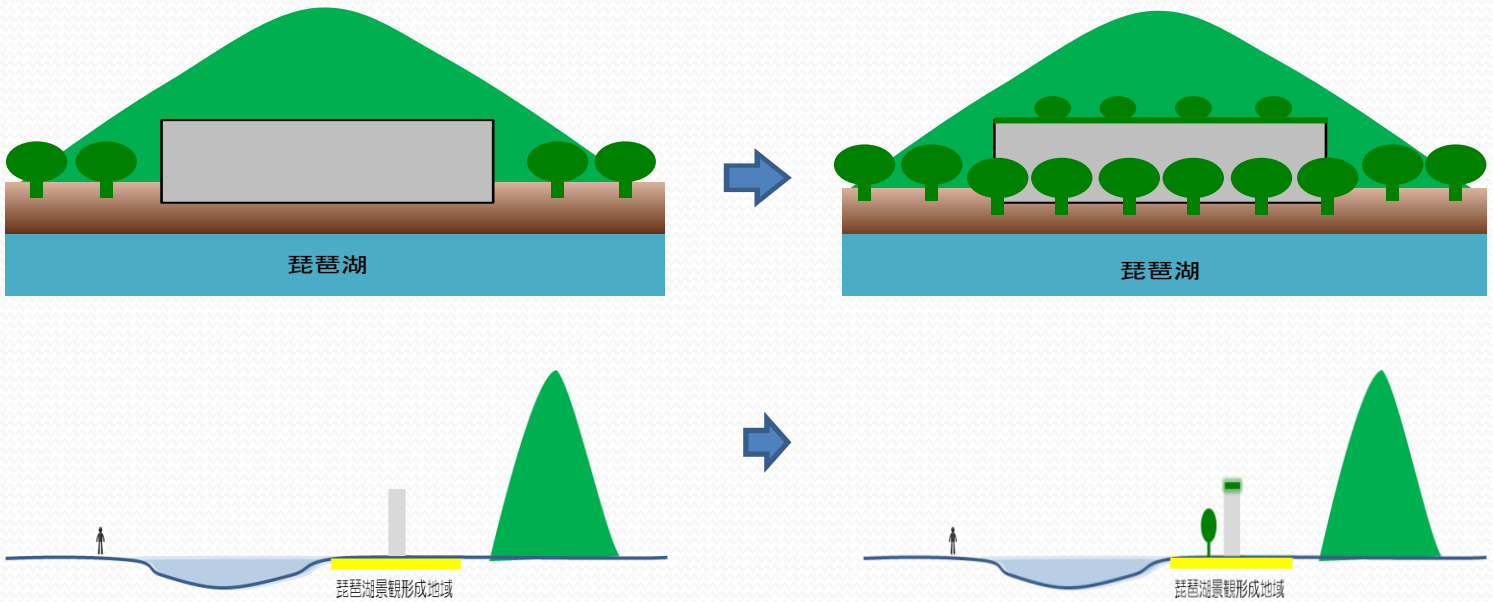

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### １　主要な眺望、重要な眺望景観形成基準

➢ **風力発電施設について**

・尾根線上、丘陵地または高台での設置は避けるよう努めること。
・色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。

**色彩基準**

| 色相 | 0.1R～10G | 0.1BG～10RP | 無彩色 |
|---|---|---|---|
| 明度 | 3以上8以下 | | |
| 彩度 | 6以下 | 3以下 | － |

≪解説≫

◇ 高さ

風力発電施設の高さは、地盤からブレードの最高到達点までの高さとする

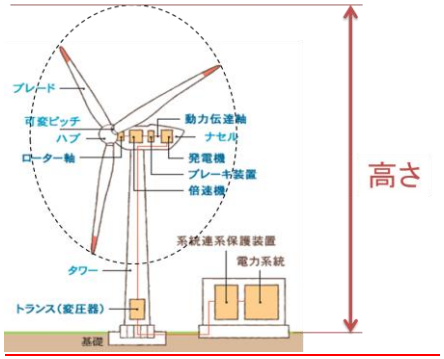


◇ 大規模な風力発電施設

高さが１３．０ｍ以上のものをいう

➢ **土地に自立して設置する太陽光発電施設（以下、「太陽光発電施設」という）について**

土地に自立して設置する太陽光発電施設に係る景観形成基準について、下記のとおり、景観行政団体協議会において協議を進めているところです。
（１）設置場所に関する事項
（２）周囲の景観との調和に関する事項

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成
### ２『景観影響調査』について

景観影響についての調査手法や評価指標、そして調査の対象となる行為については、景観行政団体協議会として統一した考え方で運用します。

**各市景観行政団体**

**景観影響調査指針**

景観影響調査指針の解説書として「景観影響調査の手引き」の作成

**景観影響調査の手引き**

1　調査手法
- 全体フロー、調査の手法、予測の手法、評価の手法、調査書の作成

2　評価指標
- 評価指標の考え方とその対象区域
  ※評価指標については、下記のとおり設定する。
  旧滋賀県規模基準+広域的景観形成基準
  形態、色彩その他の意匠、敷地の緑化

3　眺望景観（視点場）
- 広域調整を必要とする眺望景観

告示等

条例・規則、景観計画

位置づける

**景観影響調査**

大規模建築物等の新築等であって規模（高さ）が13mを超えるものが旧琵琶湖景観形成地域内で計画された場合は景観影響調査を行うことについて、条例等に位置づける。

**景観影響調査の対象となる行為の整理**

「大規模建築物等」、「新築等」の定義について、条例等に位置付ける。

- 「大規模建築物等」とは

| 大規模建築物等 | |
|---|---|
| 建築物 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物で高さ 13m以上もしくは4階建て以上のもの |
| 工作物 | 高さ13m以上のもののうち滋賀県風景条例施行規則に規定するもの<br>滋賀県風景条例施行規則に規定するもの<br>大規模工作物<br>①煙突またはごみ焼却施設<br>②アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（風力発電施設を含む）<br>③記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの<br>④高塔その他これらに類するもの<br>⑤高架水槽<br>⑥メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設<br>⑦アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製法施設<br>⑧石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設<br>⑨送電線鉄塔およびその電線路 |

- 「新築等」とは

| 新築等 | |
|---|---|
| 新築等 | 新築・改築、増築、改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更 |

**運用**

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### ２『景観影響調査』について

- 「景観影響調査」および「景観影響調査の対象となる行為」について、条例や規則、あるいは景観計画への位置付けが必要となります。
- 景観影響についての調査手法については「景観影響調査指針」として告示し、実行性のあるものとします。
- 景観影響調査指針の解説書として「景観影響調査の手引き」を作成します。
- 「景観影響調査指針」および「広域的景観形成における景観影響調査の手引き」の作成例は、別添1および別添2のとおりです。
- 景観影響調査の対象となる行為は以下のとおりです。

■対象となる行為は、大規模建築物等の新築等であって、１３mを超えるものとする。
■「大規模建築物等」および「新築等」の用語の定義は、滋賀県風景条例および条例規則の考え方を踏襲する。

| 大規模建築物等 | |
|---|---|
| 建築物 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物で高さ　１３m以上もしくは4階建て以上のもの |
| 工作物 | 高さ１３m以上のもののうち滋賀県風景条例施行規則に規定するもの |

| 滋賀県風景条例施行規則に規定するもの |
|---|
| 大規模工作物 |
| ①煙突またはごみ焼却施設 |
| ②アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（風力発電施設も含む） |
| ③記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの |
| ④彫像その他これに類するもの |
| ⑤高架水槽 |
| ⑥メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 |
| ⑦アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 |
| ⑧石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設 |
| ⑨送電線鉄塔およびその電線路 |

| 新築等 | |
|---|---|
| 新築等 | 新築・新設、増築、改築・移転、外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更 |

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### ２『景観影響調査』について

景観影響調査の対象とするエリアは、中景域（500m～2km）　および遠景域（2km～5km）とします。

| 山の形状 | | | 独立峰 | 独立峰または山並み | 山並み |
|---|---|---|---|---|---|
| 見込み角 | | | 視対象を見込む角度が30°以下の場合 | 視対象を見込む角度が30°を超え60°以下の場合 | 視対象を見込む角度が60°を超える場合 |
| 概念図 | | | 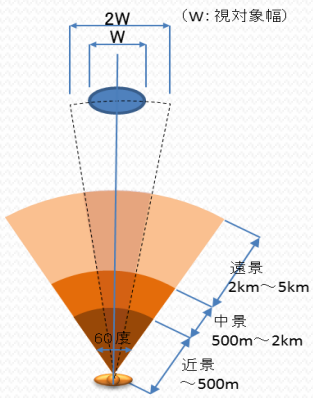 | 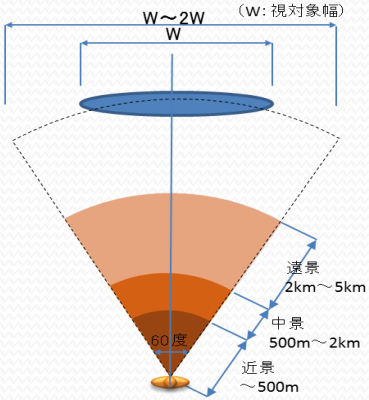 | 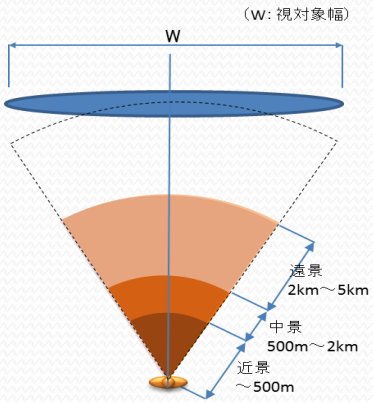 |
| 対象区域内の制限内容 | 広域的空間保全区域 | 規模 | 点線区域内かつ着色区域内（中景・遠景区域のみ） | 点線区域内かつ着色区域内（中景・遠景区域のみ） | 点線区域内かつ着色区域内（中景・遠景区域のみ） |
| | 眺望周辺保全区域 | 形態 | 着色区域内（中景・遠景区域のみ） | 着色区域内（中景・遠景区域のみ） | 着色区域内（中景・遠景区域のみ） |
| | | 色彩その他の意匠 | | | |
| | | 敷地の緑化 | | | |

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### ３『視点場』について

景観影響調査を行う際の視点場として、20景もしくは66景を活用します。

主要な眺望景観　：　黒書き、赤書き　66景
重要な眺望景観　：　赤書き　　20景

| | 景観タイトル | 地域 |
|---|---|---|
| 1 | マイアミ浜（野洲市吉川）から眺める、琵琶湖と沖島・長命寺山・八幡山・岡山 | 湖南 |
| 2 | マイアミ浜（野洲市吉川）から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み | 湖南 |
| 3 | 野洲川河口から眺める、ヨシ原と琵琶湖と対岸の比良の山並み | 湖南 |
| 4 | 守山第1なぎさ公園（ラフォーレ琵琶湖近傍）から眺める、琵琶湖と沖島・長命寺山・八幡山・岡山 | 湖南 |
| 5 | 守山第1なぎさ公園（ラフォーレ琵琶湖近傍）から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み | 湖南 |
| 6 | 今浜漁港周辺（守山市）から眺める、琵琶湖と琵琶湖大橋・対岸の比叡の山並み | 湖南 |
| 7 | 烏丸半島の水生植物公園みずの森あたりから眺める、琵琶湖と長命寺山・八幡山・岡山 | 湖南 |
| 8 | 烏丸半島の琵琶湖博物館あたりから眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み | 湖南 |
| 9 | 烏丸半島の琵琶湖博物館あたりから眺める、琵琶湖と対岸の比叡の山並み | 湖南 |
| 10 | 志那の湖岸緑地（草津市志那町）から眺める、琵琶湖と対岸の比叡の山並み | 湖南 |
| 11 | 北山田漁港（草津市北山田町）から眺める、琵琶湖と対岸の比叡の山並み | 湖南 |
| 12 | 矢橋大橋東詰（草津側）近傍の湖岸から眺める、琵琶湖と矢橋大橋・対岸の比叡の山並み | 湖南 |
| 13 | 矢橋帰帆島の湖岸緑地から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み | 湖南 |
| 14 | 矢橋帰帆島の湖岸緑地から眺める、琵琶湖と対岸の比叡の山並み | 湖南 |
| 15 | 近江大橋東詰（草津側）近傍の湖岸から眺める、琵琶湖と近江大橋・対岸の比叡の山並み | 湖南 |
| 16 | 膳所公園から眺める、琵琶湖と近江大橋・対岸の三上山 | 湖南 |
| 17 | 大津湖岸なぎさ公園のサンシャインビーチから眺める、琵琶湖と近江大橋・対岸の市街地 | 湖南 |

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### ３『視点場』について

景観影響調査を行う際の視点場として、20景もしくは66景を活用します。

主要な眺望景観　：　黒書き、赤書き　66景
重要な眺望景観　：　赤書き　　20景

| | 景観タイトル | 地域 |
|---|---|---|
| 18 | 大津湖岸なぎさ公園のサンシャインビーチから眺める、琵琶湖と沖島・対岸の長命寺山・八幡山・岡山 | 湖南 |
| 19 | 名神高速大津サービスエリアから眺める、琵琶湖と対岸の三上山 | 湖南 |
| 20 | 大津なぎさ公園のびわ湖ホールあたりから眺める、琵琶湖と対岸の三上山 | 湖南 |
| 21 | 大津港から眺める、琵琶湖と対岸の草津市街・三上山 | 湖南 |
| 22 | 三井寺の観音堂から眺める、琵琶湖と対岸の三上山 | 湖南 |
| 23 | 柳が崎湖畔公園（びわ湖大津館近傍）から眺める、琵琶湖と対岸の三上山 | 湖南 |
| 24 | 唐崎神社境内から眺める、琵琶湖と対岸の守山市街・三上山 | 湖南 |
| 25 | 坂本城跡近傍の北大津湖岸緑地から眺める、琵琶湖と対岸の三上山 | 湖南 |
| 26 | 堅田の浮御堂境内から眺める、琵琶湖と浮御堂・対岸の三上山 | 湖南 |
| 27 | 堅田の浮御堂境内から眺める、琵琶湖と対岸の沖島・長命寺山・八幡山・岡山 | 湖南 |
| 28 | 堅田の居初氏庭園（天然図画亭）から眺める、琵琶湖と対岸の三上山 | 湖南 |
| 29 | 近江舞子浜（大津市南小松）から眺める、琵琶湖と松林・比良の山並み | 湖西 |
| 30 | 白鬚神社大鳥居付近（高島市鵜川）から眺める、琵琶湖と比良の山並み | 湖西 |
| 31 | 白鬚神社大鳥居付近（高島市鵜川）から眺める、琵琶湖と沖島 | 湖西 |
| 32 | 白ひげ浜（高島市鵜川）から眺める、琵琶湖と沖島 | 湖西 |
| 33 | 萩の浜水泳場（高島市勝野）から眺める、琵琶湖と沖島 | 湖西 |
| 34 | 新旭浜園地（高島市新旭町）から眺める、琵琶湖と竹生島 | 湖西 |

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### ３『視点場』について

景観影響調査を行う際の視点場として、20景もしくは66景を活用します。

主要な眺望景観　：　黒書き、赤書き　66景
重要な眺望景観　：　赤書き　　20景

| | 景観タイトル | 地域 |
|---|---|---|
| 35 | 今津浜（高島市今津町浜分）から眺める、琵琶湖と竹生島 | 湖西 |
| 36 | 知内港（高島市マキノ町知内）から眺める、琵琶湖と竹生島 | 湖西 |
| 37 | マキノサニービーチから眺める、琵琶湖と竹生島 | 湖西 |
| 38 | マキノ海津集落から眺める、琵琶湖と竹生島 | 湖西 |
| 39 | 海津大崎の大崎キャンプ場あたりから眺める、琵琶湖と竹生島 | 湖西 |
| 40 | 竹生島から眺める、琵琶湖と伊吹山 | 湖北 |
| 41 | 葛篭尾崎パークウェイの葛篭尾崎展望台から眺める、琵琶湖と海津大崎・箱館山 | 湖北 |
| 42 | 南浜水泳場（長浜市南浜町）から眺める、琵琶湖と伊吹山・霊仙山 | 湖北 |
| 43 | 豊公園の琵琶湖岸から眺める、琵琶湖と鈴鹿山脈の山並み | 湖北 |
| 44 | 朝妻緑地（米原市朝妻筑摩　天野川河口）から眺める、琵琶湖と長浜城 | 湖北 |
| 45 | 朝妻緑地（米原市朝妻筑摩　天野川河口）から眺める、琵琶湖と山本山（長浜市湖北町山本） | 湖北 |
| 46 | 筑摩神社（米原市朝妻筑摩）近傍から眺める、琵琶湖と山本山（長浜市湖北町山本） | 湖北 |
| 47 | 磯崎神社（米原市磯）から眺める、琵琶湖と長浜市街 | 湖北 |
| 48 | 松原水泳場（彦根市松原町）から眺める、琵琶湖と磯山（米原市磯） | 湖東 |
| 49 | 彦根港から眺める、琵琶湖と磯山（米原市磯） | 湖東 |
| 50 | 彦根城天守から眺める、琵琶湖と磯山（米原市磯） | 湖東 |
| 51 | 曽根沼緑地湖岸公園（彦根市三津屋町）から眺める、曽根沼と長命寺山 | 湖東 |

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### ３『視点場』について

景観影響調査を行う際の視点場として、20景もしくは66景を活用します。

主要な眺望景観　：　黒書き、赤書き　66景
重要な眺望景観　：　赤書き　　20景

| | 景観タイトル | 地域 |
|---|---|---|
| 52 | 荒神山（彦根市）から眺める、琵琶湖と多景島・対岸の比良の山並み | 湖東 |
| 53 | 荒神山（彦根市）から眺める、琵琶湖と沖島 | 湖東 |
| 54 | 石寺浜（彦根市石寺町）から眺める、琵琶湖と長命寺山 | 湖東 |
| 55 | 新海浜（彦根市新海町）から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み | 湖東 |
| 56 | 猪子山公園（東近江市猪子町　猪子山山頂）から眺める、琵琶湖と西の湖 | 湖東 |
| 57 | 栗見出在家（東近江市）の湖岸緑地公園（愛知川河口）から眺める、琵琶湖と長命寺山 | 湖東 |
| 58 | 栗見新田（東近江市）の大同川河口あたりの湖岸から眺める、琵琶湖と長命寺山 | 湖東 |
| 59 | 堀切新港（近江八幡市）から眺める、琵琶湖と沖島・対岸の比良の山並み | 湖東 |
| 60 | 宮ヶ浜（休暇村近江八幡）から眺める、琵琶湖と沖島・対岸の比良の山並み | 湖東 |
| 61 | 長命寺境内から眺める、琵琶湖と三上山・岡山 | 湖東 |
| 62 | 長命寺松ヶ崎（長命寺港近傍）から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み | 湖東 |
| 63 | 西の湖・水郷（西の湖園地あたり）から眺める、安土山・繖山や荒神山 | 湖東 |
| 64 | 沖島（蓬莱山頂）から眺める、琵琶湖と鈴鹿山脈の山並み | 湖東 |
| 65 | 沖島（蓬莱山付近）から眺める、琵琶湖と対岸の白鬚神社大鳥居 | 湖東 |
| 66 | 沖島（蓬莱山付近）から眺める、琵琶湖と対岸の比良の山並み | 湖東 |

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### ４『運用の方法』について

滋賀県景観行政団体協議会の場を活用します。

（1） 運用の概要

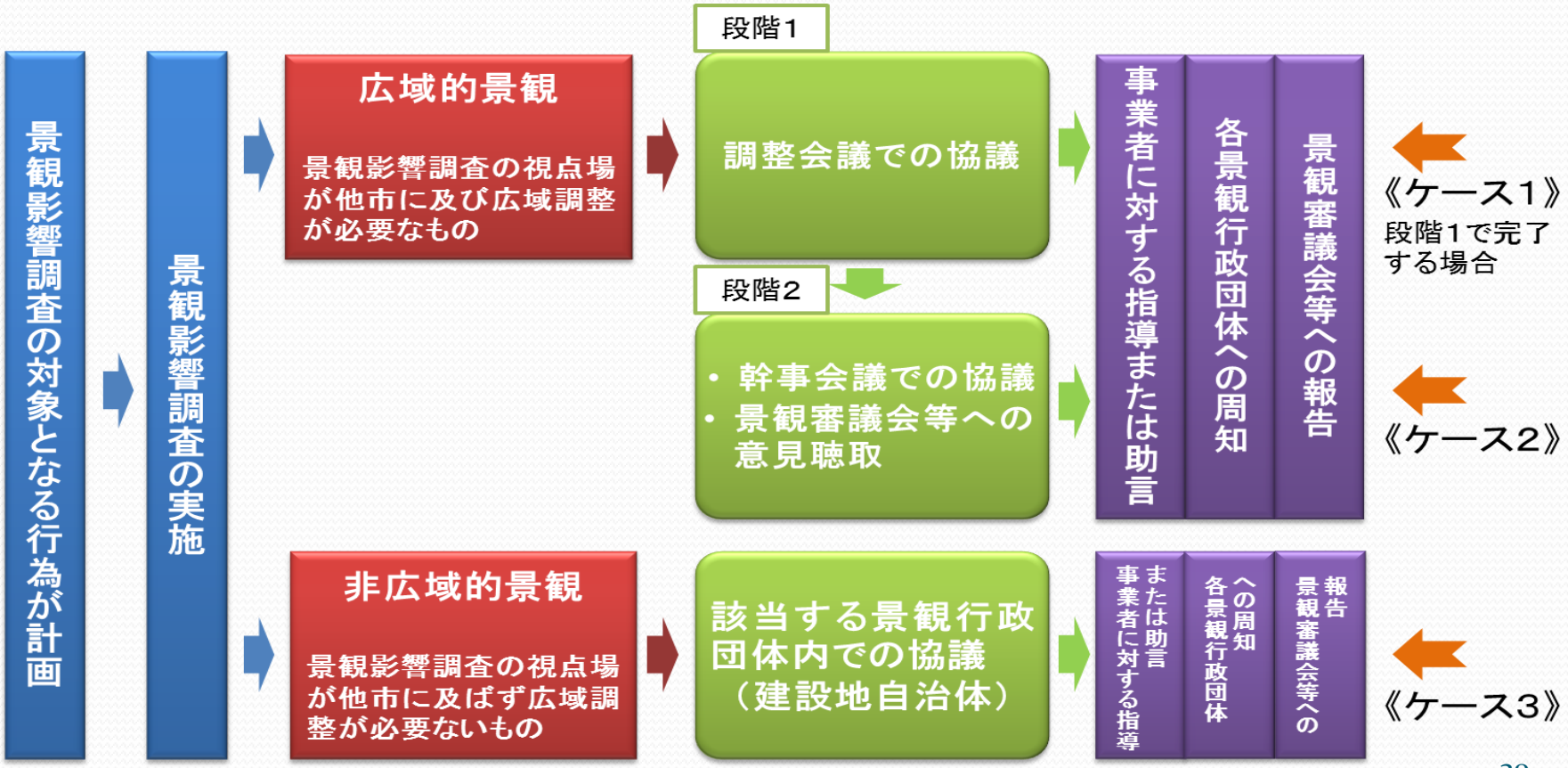

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### ４『運用の方法』について

滋賀県景観行政団体協議会の場を活用します。

（２）　運用フロー

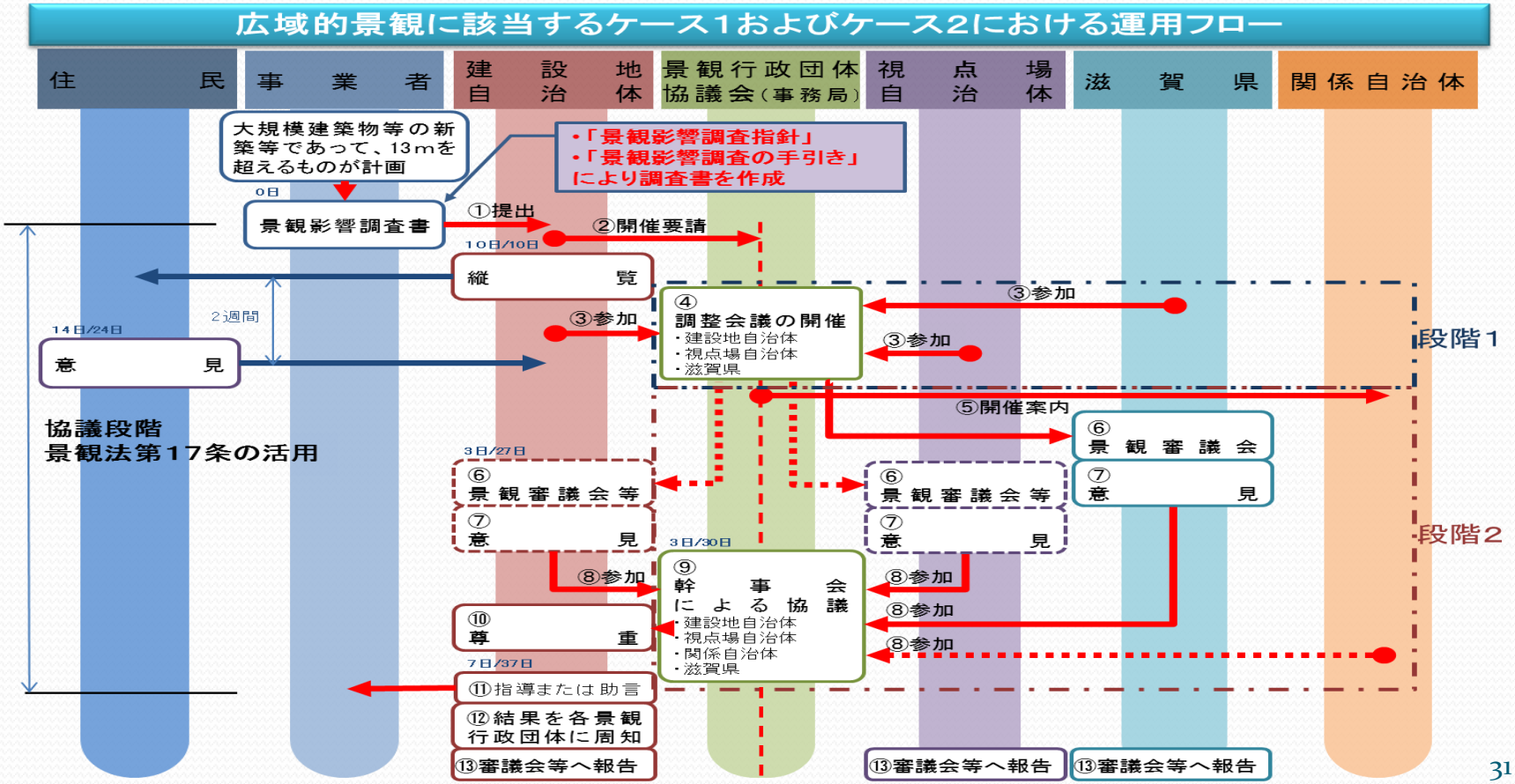

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### ４『運用の方法』について

滋賀県景観行政団体協議会の場を活用します。

（1）　運用のポイント

**1．景観行政団体協議会の場の活用**

**〔第1段階〕**

**（調整会議）**

・　調整会議の対象案件は、景観影響調査の対象行為とします。

・　建設地自治体、視点場自治体、滋賀県の担当者が景観行政団体協議会の場で調整会議を行うものとします。

※　住民の意見を尊重し、景観形成基準に合致し、景観上支障のないと認められるものは、第１段階で完了する案件もあります。

**〔第２段階〕**

**（景観行政団体協議会幹事会議）**

・　調整会議において景観行政団体協議会の場で更に協議が必要であると判断した場合は、幹事会議を行うものとします。

・　建設地自治体、視点場自治体、**関係自治体**、滋賀県が景観行政団体協議会の場で協議を行うものとします。

※　**関係自治体**とは、13市景観行政団体から建設地自治体と視点場自治体を除いた自治体で、**会議に出席した自治体**をいいます。

**（景観審議会等の開催）**

景観行政団体協議会幹事会議において協議を行うにあたって、滋賀県は全ての案件を滋賀県景観審議会に、建設地自治体および視点場自治体は各自治体の判断により各自治体の景観審議会等に、それぞれ意見を求めるものとします。

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅰ　琵琶湖辺における広域的景観形成

### ４『運用の方法』について

滋賀県景観行政団体協議会の場を活用します。

（1）　運用のポイント

**2. 住民の意見を聴く**

建設地自治体は、景観影響調査書を縦覧公告し、住民の意見を聴くこととします。

**3. 景観法第17条の活用**

必要に応じて景観法第17条を活用することとします。活用した場合は、期間を最大90日に延ばすことができます。

**4. 調整および協議結果の尊重**

建設地自治体は、調整会議における調整結果もしくは景観行政団体協議会幹事会議における協議結果について、尊重するよう努めるものとします。

**5. 各景観行政団体への周知**

建設地自治体は、指導または助言結果について、各景観行政団体に周知することにします。

**6. 景観審議会等への報告**

調整結果および協議結果について、建設地自治体および視点場自治体、滋賀県は、それぞれの景観審議会等に報告することとします。

**7. 事務局の事務**

- 調整会議および景観行政団体協議会幹事会議開催案内
- 県景観審議会および各市景観審議会等の意見の集約
- 調整会議および景観行政団体協議会幹事会議の取りまとめおよび議事録の作成

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## 別添 1

〇〇市景観影響調査指針（案）

目次

第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　景観影響調査の手法の選定等（第3条―第9条）
第3章　景観形成のための措置（第10条―第13条）
第4章　景観影響調査書の作成方法（第14条）
第5章　雑則（第15条）
付則

〇〇条例（平成〇〇年〇〇市条例第〇〇号）第〇〇条第〇〇項の景観調査指針として〇〇市景観調査指針を次のとおり定めたので、同条第〇〇項の規定に基づき告示する。

## 別添　2

**広域的景観における**

**景観影響調査の手引き(仮称)（案）**

**平成27年1月**
**滋賀県景観行政団体協議会**

# 1　琵琶湖周辺地域における屋外広告物規制基準（琵琶湖周辺地域モデル）検討の背景

## 各市による独自条例施行が進んでいる

- 県内全市が今後独自条例を制定する見込み（全13市中、7市制定済）
- 市によって許可基準が異なる
  ⇒　事業者にとって分かりにくい

## LED看板等が増加している

- 新たな技術の普及
- 大型看板からのシフト

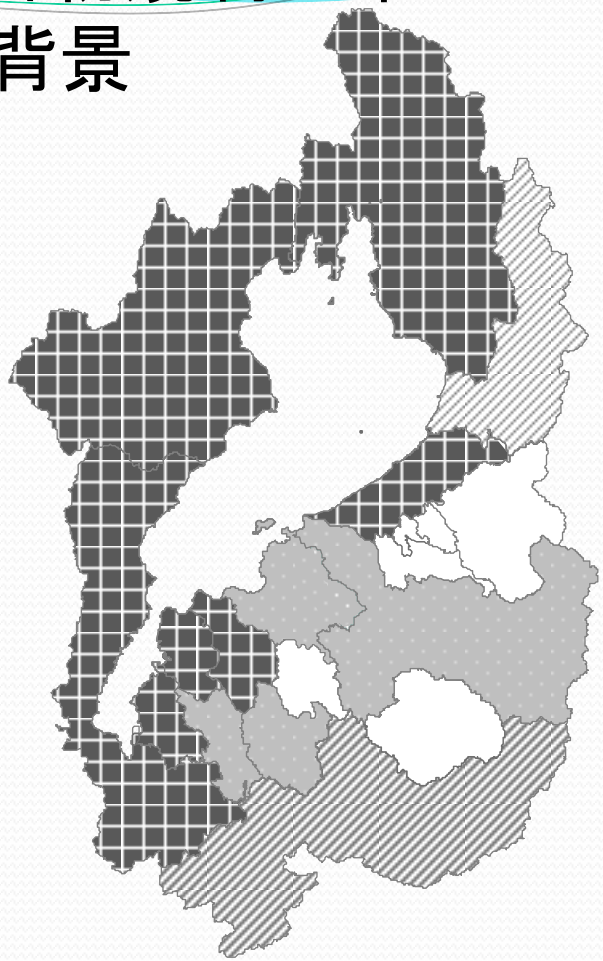

屋外広告物独自条例制定済（7市）
屋外広告物独自条例策定中（2市）
屋外広告物独自条例制定予定（4市）

平成27年10月1日現在

# 琵琶湖周辺地域モデルのイメージ

琵琶湖周辺地域の景観の中で屋外広告物はどうあるべきか

**①施行済基準**
**面積・高さ等**

（滋賀県規則改正）
大津市以外の地域で基準の見直し済

＋

**②協議中基準**
**色彩・発光**

（景観行政団体協議会での協議）
屋外広告物の色彩・発光に関する共通理解

→

（各市施策化）
方向性を共有した各市の基準

# 2　滋賀県景観行政団体協議会における合意

## 滋賀県景観行政団体協議会

- 設　立：　平成21年2月17日　（設立総会開催）
- 根　拠：　ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例　第7条第1項
- 目　的：　県土の一体的な景観形成を図ること　（規約第1条）
- 会　員：　滋賀県、県内全13市　（平成26年4月現在）

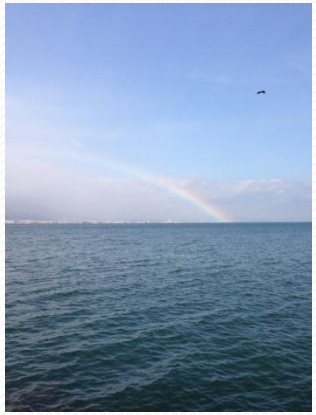

**基準作成の前提：**

- **各市の現状や条例制定経緯、それぞれの地域の景観特性等を踏まえる。**
- **景観行政団体協議会と県景観審議会専門部会で十分な議論を行う。**
- **県は琵琶湖辺の各市で共有できる一定の方向性を取りまとめる。**
- **各市それぞれの判断により施策化することを想定する。**

# 施策化の方向性（平成26年度当初予定）

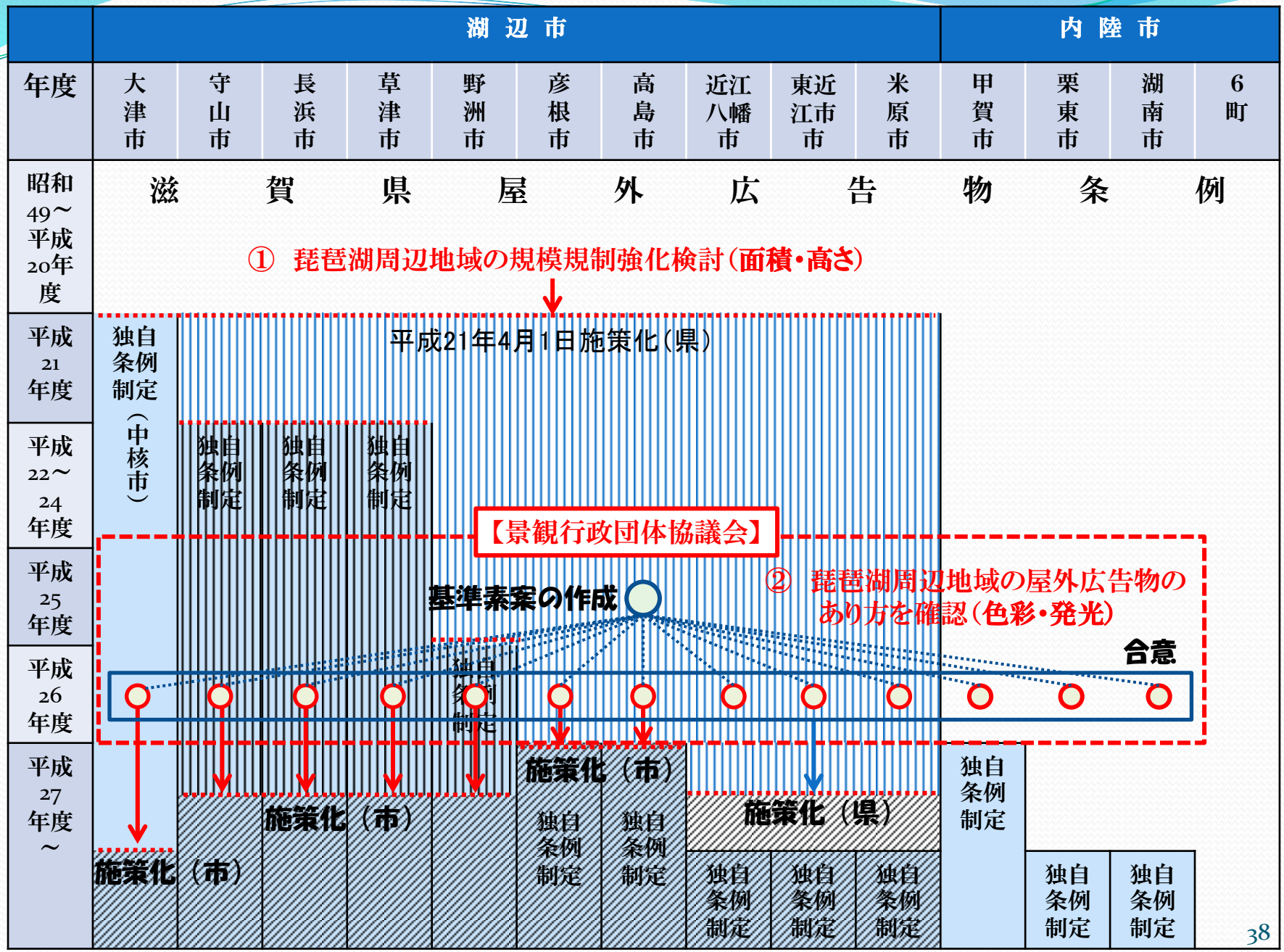

# 3　基準素案作成作業（平成24～25年度）

滋賀県景観審議会・滋賀県景観行政団体協議会を両輪とする素案作成

- 協議会における協議内容、各市の意見を逐一報告

**滋賀県景観審議会**
**屋外広告物適正化検討専門部会**

**滋賀県**
**【素案作成】**

**滋賀県景観行政団体協議会**

**平成25年3月13日～5回開催**

**平成25年1月25日～7回開催**

- 随時意見を聴取
- 各市に専門部会の詳細な審議内容を提供
- 各市に専門部会への傍聴を呼びかけ
- 市景観審議会に対する県の審議内容紹介

**審議・協議経過**

**現行基準の確認**
**論点と方向性の整理**

↓

**現地概況の整理**
**県内市の規制基準確認**

↓

**課題の整理**
**規制の方向性の提示**
**印象調査アンケート実施**

↓

**基準素案審議**

↓

**今後の手順の確認**
**残された課題・方針の確認**

# 基準素案

● 基本的な考え方

- 「琵琶湖の景観保全向上」という共通の目的の下で、県内の他の地域に先行して色彩・発光の規制のあり方を検討する。

  ※将来的な他地域への援用を想定し、内陸市も検討に参加して自市の施策の参考とする。

- 湖辺の自然景観保全向上に主眼を置き、琵琶湖周辺地域における基準の一定の方向性を共有する。

- 市独自条例において、既に定められている色彩・発光の規制基準を斟酌する。

- 中核市の大津市は、県の規模規制強化が反映されていないため、「課題の確認」に留め、将来的な検討の契機とする。

# ① 施行済基準 （規模規制強化基準）※大津市以外

【施行済】 規模規制強化･･･屋上広告物の禁止、面積高さ等の規制強化

規制事項

(1) 屋上広告物　設置禁止
(2) 規模　壁面広告物、野立広告物の規模規制強化
非自家用は3㎡以下、高さ4.5m以下の案内図板のみ設置可能

# ② 協議中基準 （色彩･発光規制基準）

【協議中】 色彩･発光規制･･･高彩度の色彩、電光掲示板等の規制

規制事項

(1) 色彩　彩度10以上の色彩を板面の1/3以上用いない。
(2) 発光　可変式･点滅式･回転式の発光は原則禁止。
(3) 適用除外　総量5㎡以下の自家用広告物は色彩発光規制なし。

推奨事項

(1) 高さ　自然景観の広がる地域では、自家用でも極力4.5m以下とする。
(2) 色彩　高い位置に極力高彩度は用いない。
板面の1/3以上の面積に用いる色は、極力彩度8以下とする。
(3) 発光　高い位置に可変式等の発光を用いない。適切な輝度管理を行う。
(4) 眺望配慮　主要な視点場から見える景観資源を遮らないよう配慮する。
背景を考慮して色彩を選択する。

# 4　協議・調整経緯



## ステップ1 素案作成

（平成25年度）

**滋賀県景観審議会**

平成20年11月19日答申：
琵琶湖周辺地域の屋外広告物の色彩・発光検討の必要性

**景観行政団体協議会設立総会における合意**
**「一体的な湖辺の景観形成」**
（平成21年2月17日）

**滋賀県景観審議会**

平成25年度：
広域的景観形成の観点から集中審議

**景観行政団体協議会における協議**

**琵琶湖周辺地域モデル（色彩・発光）素案作成**
**各景観行政団体　モデル検討スケジュール確認**

湖辺市以外

・栗東市
・甲賀市
・湖南市

屋外広告物条例策定において色彩・発光規制の参考とする

## ステップ2 市間調整

（平成26年度～）

独自条例制定予定湖辺市

各市域における基準案の吟味
採用する「推奨基準」の選定
湖辺以外の地域との整合の確認
市景観審議会

・彦根市　・近江八幡市
・野洲市　・高島市
・東近江市・米原市

独自条例制定湖辺市

各市域における基準案の吟味
採用する「推奨基準」の選定
湖辺以外の地域との整合の確認
市景観審議会

・大津市
・長浜市
・草津市
・守山市

**景観行政団体協議会における調整**

**琵琶湖周辺地域モデル（色彩・発光）各市案調整**

**滋賀県景観審議会**

合意事項の確認

**景観行政団体協議会における合意**
**琵琶湖周辺地域モデル（色彩・発光）合意**
**残された課題の確認**

## ステップ3 施策化

（平成28年4月予定）

滋賀県

屋外広告物施策に反映

・近江八幡市　・東近江市

湖辺市

屋外広告物施策に反映

・大津市　・長浜市
・彦根市　・草津市
・守山市　・野洲市
・高島市　・米原市

# 景観行政団体協議会の今後の活用

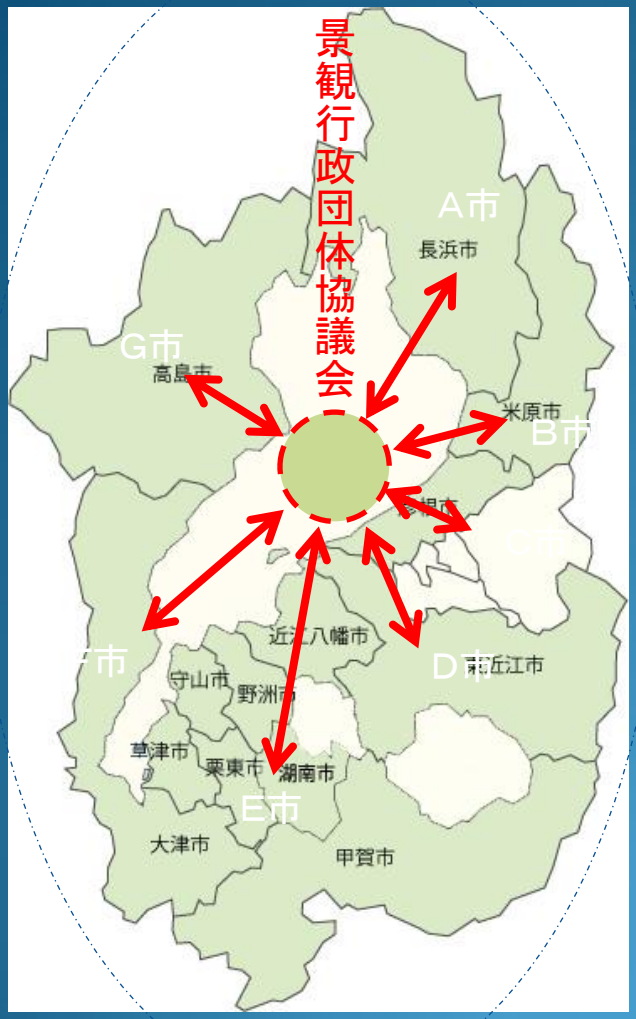


共通課題の認識共有

## 景観行政団体協議会の役割

- 各市が独自条例の基準等を検討する際、各市は県内の他市の検討状況を把握し参考にすることができる。
- 独自条例を定めた各市は、他市と自市の基準等の相違を体系的に理解できる。
- 各市は新しい規制基準やその他の屋外広告物施策を検討する際に、景観行政団体協議会において他市に検討案を紹介し、または他市との調整について提案することができる。
- 県は、県内の各市が協力して取り組むべき課題と目的の設定、論点・基準の整理、市間の調整および情報提供を行う。

分かりやすく、県内各地域の実情に合った施策の実現

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## Ⅱ 琵琶湖辺の屋外広告物規制の適正化の方策

### 1 基本的な考え方

- 琵琶湖の景観保全向上」という共通の目的の下で、県内の他の地域に先行して色彩・発光の規制のあり方を検討する。
  ※ 将来的な他地域への援用を想定し、内陸市も検討に参加して自市の施策の参考とする。
- 湖辺の自然景観保全向上に主眼を置き、琵琶湖周辺地域における基準の一定の方向性を共有する。
- 市独自条例において、既に定められている色彩・発光の規制基準を斟酌する。
- 中核市の大津市は、県の規模規制強化が反映されていないため、「課題の確認」に留め、将来的な検討の契機とする。

### 2 色彩・発光規制･･･高彩度の色彩、電光表示板等の規制

- 規制事項

（1）色彩　　彩度10以上の色彩を板面の1/3以上用いない。
（2）発光　　電光表示板等の設置は原則禁止。
（3）適用除外　総量5㎡以下の自家用広告物は色彩発光規制なし。

- 推奨事項

（1）高さ　　自然景観の広がる地域では、自家用でも極力4.5m以下とする。
（2）色彩　　高い位置に極力高彩度は用いない。
　　板面の1/3以上の面積に用いる色は、極力彩度8以下とする。
（3）発光　　高い位置に電光表示板等を設置しない。
　　適切な輝度管理を行う。
（4）眺望配慮　主要な視点場から見える景観資源を遮らないよう配慮する。
　　背景を考慮して色彩を選択する。

※「電光表示板等」の取り扱いについては、別添3のとおり。

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

別添 3

## 琵琶湖周辺地域モデル

### 発光に関する用語

| 定義 |
| --- |
| 可変式照明： 光源の運動、明滅、照射方向の運動を伴う照明。<br>電光表示板： 可変式照明により、文字や意匠等の情報を表示する機能を具えた器具。<br>可変式照明および電光表示板を「電光表示板等」とする。 |
| 基準 |
| 【塗料】 蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。<br>【点滅等】 照明を点滅・運動させる場合、その速度は努めて穏やかなものとすること。<br>【光量】 照明の適切な光量、照射範囲などに配慮し、良好な景観を阻害しないようにすること。<br>【可変式を指し示す用語】 常時表示内容を変えることができる広告物の設置には、別途許可基準を設ける。 |

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

発光特性分類

；　規制・誘導の対象

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 外照式広告物 | 不変式屋外広告物 | 外部照明不変 | 意匠　不変 | 動かない意匠を点滅・回転しない外部照明が照らすもの（間接照明等） |
| | | | 意匠　可変 | 動く意匠を点滅・回転しない外部照明が照らすもの（理髪店サイン等）（A） |
| | 可変式屋外広告物 | 外部照明　可変＝可変式照明（の機能を具えた屋外広告物） | 意匠　不変 | 動かない意匠を外部照明の点滅等により照らすもの（間接照明の点滅）（B） |
| | | | 意匠　可変 | 動く意匠を外部照明の点滅等により照らすもの（C） |
| | | | | レーザー光線等の投射により意匠を表示するもの（プロジェクションマッピング等）（C） |
| 内照式広告物 | 不変式屋外広告物 | | 点滅・回転しない白熱灯・蛍光灯・LED・ネオンサイン等を具えたもの | |
| | 可変式屋外広告物 | 回転灯＝可変式照明（の機能を具えた屋外広告物） | 光源の点滅はないが、反射鏡の回転により反射光の照射方向が変わる機能（パトライト等）を具えたもの（D） | |
| | | | 光源の点滅はないが、内照式広告物自体が回転する機能を具えたもの（D） | |
| | | 点滅灯＝可変式照明（の機能を具えた屋外広告物） | 点滅する白熱灯・蛍光灯・LED・ネオンサイン等を具えたもの。ただし、平面的に多数設置された光源の点滅により面的な意匠を表示する可変表示を除く。（D） | |
| | | 可変表示＝電光表示板 | 電光掲示板 | LED等の点滅による文字表示（単色／カラー）（D） |
| | | | | LED等の点滅による画像表示（単色／カラー）（D） |
| | | | | 光源の点滅はないが、液晶等、画素のデジタル操作による文字・画像表示（D） |
| | | | 壁面表示 | 壁面内部照明等の点滅による意匠の表示（D） |

# 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」

H27.10.27
滋賀県土木交通部都市計画課景観係

## 平成27年度以降の広域景観形成施策の展開

風景条例の規定に基づき、滋賀県内の景観行政団体が連携し県土の一体的な景観形成を図ることを目的に、平成21年2月17日の「滋賀県景観行政団体協議会」設立総会において、各景観行政団体が連携して取り組む必要があるものの1つとして、つながりある歴史的な街道の景観形成に取り組むこととする。

- 本業務は、まず県内各地をつなぐ歴史街道景観の居住拠点としての魅力を県内外に発信することを一つ目の目的とする。それぞれの地域の歴史的経緯や規模・構成、景観上の魅力を実地に掘り起こした上で、鉄道や道路の交通の状況、商業や医療・福祉に関する施設ならびに公共施設等の配置を踏まえながら各地域の魅力・特性を体系化・類別化して、地域住民の地域再認識と、他地域住民の移住意欲を促すための簡潔で魅力的な編集を施すものとする。

- 本業務におけるもう一つの目的は、県内の「コンパクトシティ＋ネットワーク」、「小さな拠点づくり」を構想する中で、歴史街道でつながる宿場・拠点の地域資源を大きな柱とした生活拠点を維持・創出する方針を作ることであり、生活圏としての宿場・拠点の地域まちづくり方針および歴史街道の街道景観形成方針を策定することを計画している。

これにより、宿場・拠点における歴史的な景観資源を活かした持続可能な生活拠点を形成する観点で、類別化された宿場・拠点の性格に応じて、課題や必要となる施策・取り組みについて体系的な方針を示す。

- あわせて、県あるいは市町が策定する下記の施策にも活用できるようとりまとめる。
  - まち・ひと・しごと創生法に基づく、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージの「取り組み」
  - まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく「事業や施策」

# 平成27年度　近畿地方都市美協議会都市景観研修会景観研修セミナー

日時：平成27年10月27日（火）　16:00～
場所：ホテルニューオウミ2階　おうみ東の間

## 「びわ湖の広域景観形成に関する取組」について

ご清聴ありがとうございました。

滋賀県土木交通部都市計画課
景観係　　杉田・前田